

不祥事防止のための校内ルール（令和6年度）

倉敷市立第四福田小学校

携帯電話(スマホ)等の使用について

- 自分の携帯電話(スマホ)等から児童、保護者の携帯電話(スマホ)へ電話をしないこと。
また、メールを送ったりメールアドレスの交換等をしたりしないこと。
- 特別な理由がない限り、携帯電話(スマホ)等を教室に持っていかないこと。

生徒指導について

- 児童と1対1で指導にあたる場合、誰も知らない密室とにならないようにすること。
- 不必要な身体接触は避けること。
- 放課後に指導し、帰宅させる場合は、保護者に連絡し、徒歩または自転車で家まで送ること。
- 児童を職員の自家用車に乗せない。(やむを得ず自家用車で送らなければならない場合は、管理職に相談後、同性または複数の職員で送ること。)

個人情報・情報管理について

- 児童の個人情報に関する書類や電子データの学校外への持ち出しは原則禁止とすること。
- やむを得ず持ち出す場合は、管理職に申し出て、「学校USB貸し出し簿」に記入する。
返却するときも管理職に伝え、所定の場所に返すこと。
- 机上に個人情報を放置しないこと。席を離れる時にはパソコンをしめるか、シャットダウンすること。

公金の取り扱いについて

- 児童が現金を持ってきた場合は、すみやかに職員室の担当職員に渡し、決して教室に保管しないこと。担当職員がいない場合は、机上に置かず、職員室の職員に渡すこと。

交通事故、飲酒、酒気帯び運転について

- 飲酒量と飲酒時間を考えて、飲んだら自動車や自転車に絶対乗らないこと。

体罰について

- いかなる理由があっても児童に体罰を加えることがないようにすること。

セクシャル・ハラスメントについて

- 児童、保護者、教職員に対して、セクシャル・ハラスメントととられかねない言動をしないこと。

服務について

- 常に教育公務員の自覚をもち、法令を遵守し、保護者や地域の人に誤解を招くような服装や言動をしないこと。